



平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会社名 株式会社鈴木  
代表者 代表取締役社長 鈴木教義  
(コード番号 6785 東証第一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 横山勝登  
電話番号 026-251-2600

### 第三者割当による行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（行使指定・停止指定条項付） の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 20 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 9 日
(2) 新株予約権の総数	20,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき金 750 円（総額 15,000,000 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：2,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 943 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 2,000,000 株であります。
(5) 資金調達額 (差引手取概算額)	2,697,000,000 円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 1,346 円 行使価額は、平成 30 年 3 月 12 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の 92%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先である野村証券株式会社（以下「割当予定先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の東証終値で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は、昭和8年に精密プレス金型製造業として創業以来、「不への挑戦」を経営理念にかかげ、徹底的な精度追及と高い技術力に基づく製品を提供しており、現在、「金型」、「部品」、「機械器具」の3つのセグメントを有しております。

「金型」事業においては、当社の基幹である微細金型技術を駆使することで、電子部品業界トップクラスの生産能力を実現し、スマートフォン用金型、車載用コネクタ金型及び自動車電装向け金型を中心とした精密プレス金型及び精密モールド金型の製造・販売を行っております。「部品」事業においては、金型を用いたコネクタコンタクト、コネクタハウジング及び自動車電装部品の量産加工・販売を行っております。スマートフォン向け部品や自動車電装向け部品を主軸商品としており、当該セグメントは当社の売上高の約8割を占める主力事業となっております。「機械器具」事業においては、生産環境システムの構築によりお客さまの問題解決をサポートするという理念に基づき、自社開発による各自動省力化機器を提供しており、主要な商品はSMT関連装置(Surface Mount Technology(表面実装)関連装置)、半導体関連装置、専用機及び医療関連装置となります。また、当該セグメントではカテーテルや止血用バンドを中心とした医療関連部品も製造・販売しております。

当社は、基幹である金型技術の構築、業界トップの部品量産技術の構築を経営目標に掲げ、各事業の技術を有効に活用し連携させることで総合力を高めながらシェアを拡大すると共に、事業の多角化を進めリスクの分散と経営基盤の安定及び強化を実現してまいりました。これらの成果により、平成29年6月期では各セグメントにおいて増収となり、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高水準となりました。

現在、下記5つの経営戦略を掲げ、今後の永続的な成長、発展を目指して企業体質の強化に取り組んでおります。

- ① 「独自の技術融合」と「革新的な生産合理化の提案」により成長するR&D企業を目指す。
- ② 最先端技術の追求、新製品の事業化に向けた活動に重点的に取り組む。
- ③ 市況影響の少ない事業への参入により安定かつ高収益を追求する。
- ④ 経営効率、生産効率の改善活動を通じて企業価値を向上させ株主重視の経営を目指す。
- ⑤ 業界情報や顧客情報を十分に収集することで顧客ニーズ及び事業の将来性を把握し、最適な事業基盤を構築する。

当該経営戦略の実現には、今後の当社ビジネスの基盤の強化及び事業の拡大を目的とした成長領域への投資が不可欠であると考えております。

かかる成長領域への投資の主な内容は、伸長が著しく、事業拡大が見込める医療器具の増産対応、及び次世代を担う新たな事業として位置づけられる自動車電池向け部品製造の開発と量産準備であります。

まず、機械器具セグメントに属する医療器具製造事業は、事業開始より8年が経過し、順調に事業拡大を続けております。高齢化社会の進行や後進国における医療処置の浸透が進む中で、当社で製造した医療

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

器具は、お客様を通じてアジア、アメリカ、ヨーロッパを中心として様々な国・地域に供給され、年々その需要は高まってきており、今後更に拡大していくことが予測されます。医療に関する事業の特徴としては、経済動向の変化による受注変動が少ないこと、及び近い将来の需要予測の確度が高いことが上げられます。一方、工場建設や生産ラインの立ち上げを含む増産対応や新たなバラエティーアイテムの開発においては、その特性上、担当者によるモニタリングや精緻な分析を伴う試作品の評価等に一定の時間を要することから、当社の他の事業と比較すると立ち上げには相応の準備期間を要します。今回の投資による事業売上げへの反映は平成 32 年からと予測しておりますが、安定性の高い事業を拡大するための投資という意味においては、最も優先的に実施すべき案件と捉えております。

次に、現状の当社の部品事業は、自動車電装向け部品及びスマートフォン用コネクタ向け部品がその中心となっております。企業間競争が激化する環境下において、好調を維持しているスマートフォン向け部品事業の更なる受注拡大に加え、新たな部品領域の開拓が将来の事業拡大に向け重要であると位置づけております。かかる新たな部品領域の開拓として、自動車電装向け部品製造事業では、直近3年にわたり、新たな自動車電池向け部品の仮試作、試作を続けており、平成 31 年からの量産の一部開始に向けて準備を順調に進めております。この度、かかる部品の量産に向け設備投資を実施することで、技術イノベーションが進行する自動車業界の需要拡大に対応し、今後の一層の事業展開を目指してまいります。

以上の、医療器具の増産対応、及び次世代を担う新たな事業としての自動車電池向け部品製造の開発と量産準備への投資資金の調達については、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる実施が適切と判断いたしました。

当社は、今回のエクイティ・ファイナンスを通じ、一層の経営安定化と企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

なお、今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

## (2) 本新株予約権の商品性

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 2,000,000 株です。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。ただし、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初 1,346 円（発行決議日の東証終値）ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 92%に相当する価額に修正されます。ただし、行使価額の下限は 943 円（発行決議日の東証終値の 70%の水準）であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降 3 年間（平成 30 年 3 月 12 日から平成 33 年 3 月 12 日まで）であります。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定です。

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## ② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、平成 33 年 2 月 12 日までの間において、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 東証終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回っていないこと
  - (ii) 前回の行使指定日から 20 取引日以上の間隔が空いていること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - (v) 停止指定が行われていないこと
  - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から 20 取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの 20 取引日又は 60 取引日における当社株式の 1 日あたり平均出来高のいずれか少ない方に 2 を乗じて得られる数と 1,239,000 株（発行決議日現在の発行済株式数の 10%に相当する株数）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

## ③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、平成 30 年 3 月 14 日から平成 33 年 2 月 12 日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、平成 30 年 3 月 12 日から平成 33 年 2 月 9 日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。ただし、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の 2 取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

## ④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i)平成 30 年 3 月 12 日以降、平成 33 年 2 月 12 日までの間のいずれかの 5 連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、(ii)平成 33 年 2 月 15 日以降平成 33 年 2 月 19 日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の 15 取引日前までの期間、又は(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

##### <当社のニーズに応じた特徴>

#### ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

#### ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が2,000,000株（発行決議日現在の発行済株式数12,390,000株の16.14%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことにより、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

#### ③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が943円（発行決議日の東証終値の70%の水準）に設定されていること
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が1,132円（下限行使価額の120%の水準）以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 ②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

#### ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### <本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

#### ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は943円（発行決議日の東証終値の70%の水準）に設定されており、株価水準によっては資金調達できない可能性があります。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,707,000,000	10,000,000円	2,697,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が発行決議日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,697,000,000円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載しております、当社の経営戦略実現のための当社ビジネスの基盤の強化及び事業の拡大を目的とした成長領域への投資として、伸長が著しく、事業拡大が見込める医療器具の増産対応、及び次世代を担う新たな事業として位置づけられる自動車電池向け部品製造の開発と量産準備に充当する予定であります。具体的な内容は以下の通りです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①医療器具製造事業の拡大を目的とした工場建設のための設備投資	1,200	平成30年3月～平成31年3月
②自動車電池向け部品事業の製品開発及び量産に向けた設備投資	1,497	平成30年3月～平成33年3月
合計	2,697	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、自己資金及び銀行借入により充当することによって上記の事業計画を遂行する予定であります。なお、本新株予約権に関する手取金により上記②に充当する金額としては、1,497百万円を予定しておりますが、上記②の設備投資全体の必要資金は、1,360百万円を想定しておりますので、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、かかる設備投資に追加充当する予定であります。また、さらに余剰が生じた場合には、借入金の返済に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

#### ① 医療器具製造事業の拡大を目的とした工場建設のための設備投資について

事業所名 生産システム製造部

所在地 長野県須坂市

医療器具製造事業は平成22年より開始しております。高齢化社会の進行や後進国における医療処置の浸透が進み、当社が関連するカテーテル関係の医療器具は、世界レベルでその需要が高まってきてお

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ります。医療器具製造に参入後、これまで3回にわたり工場建設を含む生産能力拡大の設備投資を実施してまいりましたが、時間の経過と共に需要が上方修正される状況において、需要増加分に迅速に対応するためには生産能力の拡大が急務となっております。そのため、成長領域である医療器具製造事業拡大を目的とした工場建設に1,200百万円を充当していく予定です。かかる工場建設の費用には、主に設計費、建築費及びクリーンルーム施工費等が含まれます。

#### ② 自動車電池向け部品事業の製品開発及び量産に向けた設備投資について

当社はここ数年来、新たな自動車関連部品への展開を模索してまいりました。EV化、IT化、自動運転等に代表される技術イノベーションが一気に進行している自動車業界を新たな仕向け先として、これまで3年にわたり2次電池向けの部品の開発を進めており、今期に入り量産に向けての設備投資を実施する段階にいたりしました。また、2次電池向け部品事業のみならず、急速に拡大する自動運転化や電子化は、車一台当たりのカメラやセンサーなどの電子部品の搭載量増加をもたらしております。車体アクセサリやエンジン補器類にいたるまで電子化が進み、多くの部品に電氣的な回路機能を持たせる必要に迫られていることから、プレス端子やその他導電性部材と樹脂を複合化した部品の需要は拡大すると予測しております。今回の設備投資は、これらの事業展開においても利用可能な互換性を有する設備への投資であります。そのため、成長領域である自動車電池向け部品事業の製品開発及び量産に向けた設備投資に1,497百万円を充当していく予定です。かかる設備投資の費用には、主に加工機械設備費、洗浄設備費、検査自動機設備費等が含まれます。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役 CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個あたりの払込金額を当該評価と同額となる金750円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



- (i) 本件発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングは当社との資本関係はなく、当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- (v) 本件発行の決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 当社法律顧問が、価格評価において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、発行条件についての考え方及びそのプロセスについて、当社実務担当者及び監査等委員に助言が行われ、法律意見書が提出されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 2,000,000 株（議決権 20,000 個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数 12,390,000 株（総議決権数 123,834 個）に対し最大 16.14%（当社議決権総数に対し最大 16.15%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものと考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 2,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日あたり平均出来高は 131,174 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要（平成29年3月31日現在）

① 商 号	野村證券株式会社		
② 本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 森田 敏夫		
④ 事業内容	金融商品取引業		
⑤ 資本金の額	10,000百万円		
⑥ 設立年月日	平成13年5月7日		
⑦ 発行済株式数	201,410株		
⑧ 事業年度の末日	3月31日		
⑨ 従業員数	13,030名(単体)		
⑩ 主要取引先	投資家並びに発行体		
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、農林中央金庫		
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当社との関係等			
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：27,000株 (平成29年12月31日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：－		
人的関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社の主幹事証券会社であります。		
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決 算 期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純 資 産	984,780	805,013	735,965
総 資 産	14,018,037	12,244,625	12,955,112
1株当たり純資産(円)	4,889,430	3,996,889	3,654,066
営 業 収 益	801,268	746,800	662,831
営 業 利 益	230,395	183,975	98,782
経 常 利 益	231,280	184,705	101,038
当 期 純 利 益	150,027	120,544	71,743
1株当たり当期純利益(円)	744,882.04	598,498.39	356,204.10
1株当たり配当金(円)	1,489,500	695,100	372,400

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 野村證券株式会社は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、株式会社東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。野村證券株式会社は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

社は、野村証券株式会社が、かかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署（コンプライアンス内）を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、同社からのヒアリング等により確認しております。

上記を踏まえ、当社は、野村証券株式会社及び同社の役員が反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## （2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、野村証券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

## （3）割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

## （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社が平成 29 年 11 月 14 日付で関東財務局長宛に提出した第 17 期中半期報告書の平成 29 年 9 月 30 日における中間貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,157,438 百万円、流動資産計：12,200,821 百万円）を保有していることを確認しております。

## （5）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、有限会社スズキエンタープライズは、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

本新株予約権に関して、割当予定先は本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

## （6）その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 12 月 31 日現在）	
有限会社スズキエンタープライズ	18.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7.93%
鈴木従業員持株会	5.95%
鈴木教義	2.82%
株式会社八十二銀行（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	2.50%
高野忠和	2.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.98%
小島まゆみ	1.68%
鈴木照子	1.29%
株式会社商工組合中央金庫	1.29%

（注）今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

## 8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれる

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ものではないこと) から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	平成 27 年 6 月期	平成 28 年 6 月期	平成 29 年 6 月期
売上高	22,355,667	23,093,787	23,723,705
営業利益	1,133,332	1,436,439	1,727,126
経常利益	1,376,147	1,264,186	1,676,157
親会社株主に帰属する当期純利益	584,765	165,570	916,228
1 株当たり当期純利益 (円)	47.21	13.37	73.98
1 株当たり配当金 (円)	22	11	11
1 株当たり純資産 (円)	988.63	957.64	1,044.51

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は、平成 27 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い平成 27 年 6 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び当期純利益金額を算出しております。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 30 年 2 月 20 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,390,000 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 6 月期	平成 28 年 6 月期	平成 29 年 6 月期
始 値	741 円 □735 円	750 円	515 円
高 値	1,604 円 □761 円	750 円	799 円
安 値	712 円 □722 円	414 円	456 円
終 値	1,578 円 □730 円	517 円	724 円

(注) 1. 株価については、平成 26 年 7 月 31 日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものです。

2. 平成 27 年 6 月期の□印は、株式分割 (平成 27 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株を 2 株に分割) による権利落ち後の株価を示しております。

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	977 円	1,023 円	1,045 円	1,207 円	1,151 円	1,317 円
高 値	1,022 円	1,064 円	1,371 円	1,231 円	1,328 円	1,327 円
安 値	857 円	971 円	1,030 円	1,090 円	1,146 円	998 円
終 値	989 円	1,030 円	1,204 円	1,137 円	1,293 円	1,315 円

(注) 2月の株価については、平成30年2月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月19日
始 値	1,229 円
高 値	1,327 円
安 値	1,229 円
終 値	1,315 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

## 株式会社鈴木第1回新株予約権発行要項

株式会社鈴木第1回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 20,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 2,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第6項の規定に従って行使価額（第4項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 行使価額は、当初 1,346 円とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。
5. 行使価額の修正
  - (1) 平成30年3月12日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の株式会社東京証

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が943円（ただし、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるとときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「**取得価額等**」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「**取得価額等修正日**」という。）における時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転

換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第 19 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

③行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

この文書は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ⑤本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第5項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

じめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 平成30年3月12日から平成33年3月12日までの期間（以下「**行使可能期間**」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の取得条項
  - (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (4) 本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。
10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり750円
11. 新株予約権の払込総額 15,000,000円とする。
12. 新株予約権の割当日 平成30年3月9日
13. 新株予約権の払込期日 平成30年3月9日

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。  
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。  
(3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社八十二銀行 須坂支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。  
(2)当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置の廃止等に伴う取扱い が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
21. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村証券株式会社に割当てる。
22. 申込期間 平成30年3月9日
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金750円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第4項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成30年2月20日の東証における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。